

別表八の二 「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》（措置法第68条の103又は第68条の103の2《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び「受取配当等の金額の明細」の各欄（「13」から「25」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「12」まで）を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の11《受取配当等の益金不算入額の個別帰属額の計算》の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」欄に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「当期に支払う負債利子等の額3」	当期に支払う負債利子のほか、令第21条《負債利子に準ずるもの》に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。	措置法第68条の89第1項《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》の規定により損金の額に算入されない負債の利子の金額がある場合には、その損金の額に算入されない負債の利子の金額は、当期に支払う負債の利子等の額から控除します。
「連結法人に支払う負債利子等の額4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限り）に支払う金額の合計額を記載します。	
「総資産の帳簿価額13」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（繰越欠損金、両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を合計した金額を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等14」	次の(1)から(5)に掲げる金額の合計額から(6)に掲げる金額を減算した金額について、各連結法人の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することによって代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額 (4) その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。）に係る評価益等相当額	税効果会計を採用している場合において、利益処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、当該積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(5) 連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額 (6) その他有価証券に係る評価損等相当額	
「関係法人株式等の帳簿価額16」及び「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額17」	各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。 (1) この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、当該連結親法人事業年度開始の日からその終了の日まで継続して連結親法人と他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合（当該他の内国法人が当該連結親法人事業年度の中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日から当該連結親法人事業年度終了の日まで継続して当該連結法人と当該他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。 (2) この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式の総数又は出資金額（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該連結事業年度終了の日以前6月以上（当該他の内国法人が当該連結事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該連結事業年度終了の日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第155条の10第3項《関係法人株式等の範囲等》の規定により読み替えて適用される同条第1項第2号に掲げる場合における同号に規定する他の内国法人の株式をいいます。 (3) 「17」は、措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じ。）及び措置法第68条の3の4第1項に規定する特定投資信託（同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。以下同じ。）がある場合にはその帳簿価額を含めて記載します。	「前期末現在額」には、連結法人株式等、関係法人株式等又はこれら以外の株式等の区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の当期末現在額の金額をそのまま記載します。
「受益証券の帳簿価額の $\frac{1}{2}$ 又は4 相当額18」	各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。 なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益証券についてはその帳簿価額の2分の1相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額によりします。	外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建証券等又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建証券等又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託とといいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の金額の明細」の欄の「連結法人株式等」及び「関係法人株式等」	「受取配当等の金額の明細」の各欄を記載する場合の連結法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。 (1) この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、その配当等（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。以下同じ。）の額の計算の基礎となった期間の開始の日から当該期間の末日まで継続して連結法人（当該連結法人が当該期間内に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人から当該配当等の額の元本である株式又は出資の移転を受けた場合で当該連結法人が当該末日において連結子法人であったときは、その連結親法人）と当該配当等の額を支払う他の内国法人との間に連結完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。 (2) この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式の総数又は出資金額（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該連結法人が交付を受ける配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上（当該他の内国法人が支払義務確定の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から支払義務確定の日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第155条の10第1項第2号《関係法人株式等の範囲等》に掲げる場合における同号に規定する他の内国法人の株式をいいます。	
「受取配当等の金額20」及び「受取配当等の金額23」	当期において内国法人から受けた利益の配当（いわゆる中間配当の額を含みます。）の額、剰余金の分配（出資に係るものに限り、）の額若しくは特定株式投資信託、特定投資信託の収益の分配の額又は証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。）の収益の分配額（令第19条の3第1項《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する2分の1（外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については4分の1）に相当する金額によります。）をその内国法人又は銘柄別に、また、「関係法人株式等」に係る配当等と「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。	(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額は受取配当等の金額から除かれます。 (2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、法第24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
「左のうち益金の額に算入される金額21」及び「左のうち益金の額に算入される金額24」	受取配当等の金額（みなし配当の額を除きます。）の元本たる株式等のうち、連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）がその配当等の額の計算の基礎となった期間の末日以前1月以内に取得し、かつ、同日後2月以内に譲渡したものがあつた場合に、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「関係法人株式等」に係る配当等と「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。	同じ銘柄の一部につきその計算期間の末日以前1月以内に取得したものと同日後2月以内に譲渡したものとがある場合には、その該当するものの数は、令第155条の7《益金に算入される配当等の元本たる株式等》の規定により、その計算期間の末日以前1月以内に取得したものとそれ以前から

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		所有していたものが平均的にその末日後２月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。

4 根拠条文 法81の４、令155の７～155の11、規則８の４、措置法68の103、68の103の２